

一、国令

1、首卷 全

(表紙)「国令 首卷 序 凡例 全」
補遺

国令序

先王礼楽已殘闕矣。復不可見先王之治也久矣。縱使見先王之礼楽制度。雖欲以治国。作者不復出。河清無期焉。然古曰。「曰」若稽古(『書經』原文によ「曰」字を補う)。又曰。非先王之法言。不敢道。非先王之德行。不敢行。則世雖談經自務者。未切經濟之志。疑惑於是乎生焉。蓋六經今尚存矣。若夫礼楽制度。古今異時。華夷殊俗。假令固執先王之礼楽制度治国。勢竟不成矣。今也天下有天下制度。国有国制度。義皆拋先王之道。本于安民。在使人守其制度。俯就企及。而安其業。終其生而已。何煩論道之汚隆矣。先大夫黒沢長顕。元禄之末。為書局監。以文才名于世。嘗自太廟之治承応万治至元禄壬午。下令而宜垂後世者。集

以為六本。題国令。上之官府。以可觀濟世之志矣。其余奉命編集之書不少云。然而国令韞匱而蔵諸者。八十有余年于此。嗚呼。長顕之不遇。亦何甚矣。美玉不得善賈。古今通患也。基今辱先大夫之職。身不勝其任。無微功以報矣。於是常校正旧簿。以為務矣。次類纂国令。遂自元禄癸未至天明丁未。集以統其後。冀足以報万分之一矣乎。業成矣。友人曰。子之志。可嘉焉。然子不居其位而謀政者乎。且為事者。不容于世矣。子少取容。基歎曰。是何言与。是何言与。基焉謀政。如子之言。則工人能造耒耜。而謂之敷畱陳修。可哉。基為老農造器者也。且取容。有尺寸功。謹奉教。若無功。從吾所好。又曰。令行与不行。在簡寬乎。抑苛酷乎。曰。不。在行之与不行之而已。夫上所好。下必從之。昔者楚王好細腰。宮中多餓死。上好之。細腰猶然。況於政令乎。經曰。身正。不令而行。又曰。弗躬弗親。庶民不信。使夫民不知不識順則者。先王之道。存于此矣。

天明八年戊申夏五月望

大衛騎將兼書局監松原基謹識

正基之印

德子

(印は自筆本による)

(書き下し文)

国令序

先王の礼楽すでに残闕し、また先王の治を見るべからざるや久し。たとひもし先王の礼楽制度を見て、もつて国を治めんと欲すといへども、作者また出でず、河清すに期無し。しかれども古いにしへに曰く、「ここに古を稽かんがふ」と。また曰く、「先王の法言に非ざれば、あへて道いはず。先王の徳行に非ざれば、あへて行はず」と。すなはち世の経を談じみづから務むる者といへども、いまだ経済の志に切ならざれば、疑惑ごうごくここにおいてか生ず。けだし六經いまなほ存す。かの礼楽制度のごときは、古今時を異ことにし、華夷俗を殊ことにす。たとひ固く先王の礼楽制度を執りて国を治むとも、勢ひつひに成らず。いまや天下に天下の制度有り、国に国の制度有り。義はみな先王の道に拠り、民を安んずるに本づく。人をしてその制度を守り、俯して就つき企つちて及び、その業に安んじ、その生を終へしむるに在るのみ。なんぞ道の汚隆を論ずるを煩はさんや。先大夫黒沢長頭、元禄の末、書局監と為り、文才を

もつて世に名あり。かつて太廟の治、承応・万治より、元禄壬午に至るまで、令を下してよろしく後世に垂るべき者、集めてもつて六本と為し、『国令』と題し、これを官府たてまつに上る。もつて世を濟すくふの志を觀るべし。その余命を奉じて編集せる書、少なからずと云ふ。しかりしかうして『国令』、輶うんとく置してこれを蔵する者、ここに八十有余年。ああ、長頭の不遇、また何ぞ甚だしき。美玉、善賈を得ざるは、古今の通患なり。基、いま先大夫の職を辱かたじけなくす。身、その任に勝たへず。微功もつて報ずる無し。ここにおいてつねに旧簿を校正してもつて務と為し、類を次ついでちて国令を纂あつむ。つひに元禄癸未より天明丁未に至るまで、集めてもつてその後を統つぐ。冀こひねがはくはもつて万分の一に報ずるに足らん。業成る。友人曰く、「子の志は嘉よみすべし。しかれども子はその位に居らずして政を謀はかる者か。かつ事を為す者は世に容いれられず。子少しく容を取れ」と。基、歎じて曰く、「これ何をか言はんや、これ何をか言はんや。基、いづくんぞ政を謀らん。子の言のごとくんば、すなはち工人よく耒らいし耜しを造りて、これを敷ふ留しんじょう陳修と謂ひて可ならんや。基は老農の器を造る者